

定期的な消毒による防疫の徹底を！



令和元年10月

鶏舎及び鶏舎周囲の消毒を実施しましょう

～ 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のために ～

昨冬は、全国で高病原性鳥インフルエンザの発生が相次いであり、岐阜県山県市でも発生がありました。今年度も渡り鳥の飛来する季節となり、野鳥の侵入防止対策等、発生を未然に防ぐことが非常に重要です。発生防止措置として、消石灰による定期的な消毒を実施しましょう。

○ 消毒の通知

家畜伝染病予防法第9条に基づき、高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するため岐阜県が告示をして実施するものです。

○ 実施する区域及び期日

県内全域の100羽以上の家きん飼養農場を対象に令和元年10月25日から11月22日までの期間に実施してください。

○ 消毒方法及び面積

消石灰で鶏舎周囲及び農場外縁部を消毒してください

消石灰は20kg袋で配布しますので、1m²あたり約0.5kgを散布してください。

特に、野鳥が飛来しやすい水場等がある場合は、水抜きを行う、テグスを張る、周囲の消石灰散布量を増やす等の対応をお願いします。

○ 農場周辺への配慮

散布にあたっては、飛散・河川への流入等、周辺環境に注意してください。

- ・ 消毒方法は裏面「**消石灰散布のイメージ**」を参考にしてください。
- ・ 消石灰の購入等についての手配は当所が行います。
- ・ 配布方法等については別途お伝えします。
- ・ 消毒にあたり、周辺住民への誤解を招かないよう、別途市町村等を通じて周知する予定です。
- ・ ご不明な点等は防疫担当までお問い合わせください。

今後とも、本病の発生予防のため「飼養衛生管理基準」の遵守・徹底をよろしくお願ひします！



鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人へ感染することは世界的にも報告されていません。

中央家畜保健衛生所

TEL(058)201-0530 FAX 058-201-0531

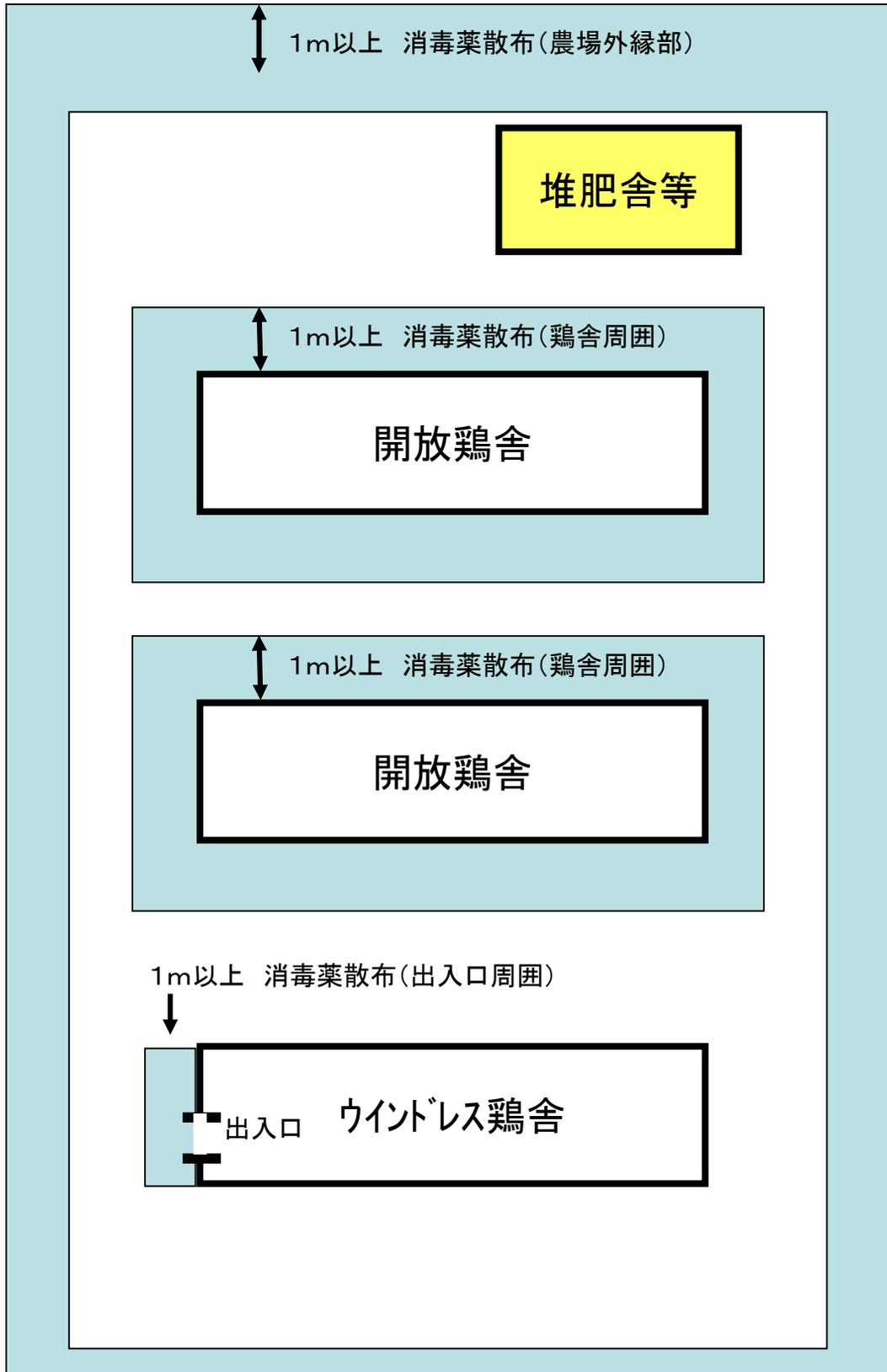
E-mail: c24502@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。



(参考) 消石灰散布のイメージ

農場敷地



・消毒薬散布量: 約 $0.5\text{kg}/\text{m}^2$